

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

### 広島県人事委員会規則第二十三号

#### 職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第一（第二条関係）</b> 一 行政職給料表 イ 知事部局			
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)
五級	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	本庁	一―五(略) 六―ワ クチ ン 政策担 当課長 七―十(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
ローヌ 二―八(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	(略)	(略)
<b>別表第一（第二条関係）</b> 一 行政職給料表 イ 知事部局			
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)
五級	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	本庁	一―五(略)
(略)	(略)	(略)	六―九(略)
ローヌ 二―八(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	(略)	(略)

#### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。